

別表第1（第2条関係）

農業近代化資金の種類	利子補給率		
資金の種類	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、加工又は流通に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（4に掲げるものを除く）	<p>利子補給率は、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知）第3の2の(3)に基づき国から別途連絡がある基準金利と、福島県農業近代化資金融通措置要綱（平成14年8月7日付け14農経第432号福島県農林水産部長通知）第2の6の(1)に定める貸付利率との差とする。</p>		
2 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金			
3 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金			
4 事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金			
5 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの			
6 診療施設その他の農村における環境の整備であって農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（農業協同組合等に貸し付けられるものに限る。）			
7 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金			